

組織・人事管理等検討部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市行政経営改革本部設置要綱第6条第1項の規定に基づき、組織・人事管理等検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 組織管理、人事管理に関すること
- (2) ワークライフバランスの推進に関すること
- (3) その他前2号に関連すること

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は岩崎副市長を、副部会長は北田副市長をもって充てる。
- 3 部会長は部会を総括する。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第5条 部会に、専門的な調査研究を行うため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、総務局総務総括室総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年6月3日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年11月20日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

岩崎副市長
北田副市長
政策局長
総務局長
財政構造改善推進部長
総務総括室長
人事部長
財政構造改善推進課長
財政構造改善推進課長（政策経営）
財政構造改善推進課長（事業推進）
総務課長
人事課長
人事課担当課長（労務・給与等）
人事課担当課長（研修厚生）